

## 研究データ利活用協議会運営規則

平成 29 年 10 月 4 日研究データ利活用協議会企画委員会制定

ジャパンリンクセンター運営規則第 5 条の 3 に定める特別部会として研究データ利活用協議会（以下「RDUF」という。）を設置し、RDUF の運営等に関し、必要な事項を以下の通り定める。

（事業目的）

第 1 条 RDUF は、オープンサイエンスの実現に向けて、オープンサイエンスに関わる者が個々の組織や分野を超えた情報共有や議論を行う場を提供する。

（会員および機関会員の定義）

第 2 条 「会員」とは、RDUF の活動の趣旨に賛同し、別に定める参加規約の内容に同意し入会した者をいう。

2. 「機関会員」とは、RDUF の活動の趣旨に賛同し、参加規約の内容に同意し RDUF の活動に貢献をする企業または団体等をいう。

（企画委員会の設置およびその責務）

第 3 条 RDUF の運営を効果的かつ円滑に推進するため、研究データ利活用協議会企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員長は、委員の互選により決定する。

3. 委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定は原則として委員の多数決により行う。

(1) RDUF の運営方針に関する事項

(2) 第 6 条に規定する小委員会の認定、存続期間延長および再設置の承認

(3) 機関会員の入会

(4) その他、RDUF の運営にあたり必要な事項

4. 本規則に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（委員会の構成）

第 4 条 委員会は、機関会員から推薦を受け、会員の信任を得た会員により構成される。

2. 任期は、各年の 7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの 1 年間とするが、再任を妨げない。

3. 次期の委員の選任が無いまま委員の任期が満了した場合、次期の委員が選任されるまでの間、前任者が引き続き委員としての職務を執行するものとする。

4. 委員に欠員が生じた場合、委員会は前任者の意見を聞いてその補充者を選任することが

できる。この場合、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

5. 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の際はその職務を代行する。

(総会)

第5条 委員長は、会員をその出席者とする会合（以下「総会」という。）を年1回招集する。

2. 会員は、総会において、RDUFの運営に関して自由に意見を述べることができ、委員会はRDUFの運営方針を決定するにあたり、かかる意見を考慮する。

3. 委員会が必要と判断するときは、いつでも臨時に総会を開催することができる。

4. 本規則に定めるほか、総会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(小委員会)

第6条 会員は、RDUFに、特定のテーマにおける議論を深めるため、時限付きの小委員会の設置の提案をすることができる。

2. 小委員会の設置の提案は、委員会にて審議され、認定、再検討もしくは非認定が決定される。

(事務局)

第7条 事務局は、RDUF運営に関し、委員会を補佐し、事務的な事項を取り扱う。

2. 事務局は、事務局になることを希望する機関会員のうち、委員会の信任を得た機関が務める。

3. 前項で事務局を希望する機関会員がない場合は、国立研究開発法人科学技術振興機構が、事務局を務める。

(本規則の改廃)

第8条 本規則の改廃は、委員会にて決定する。

2. 事務局は、前項に基づき本規則が改廃された場合、会員および機関会員に対しこれをウェブサイト上に掲示するなど、会員および機関会員に対して周知するための適切な手段を講じるものとする。

3. 本規則の改廃は、前項に基づく掲示より1ヶ月後にその効力が生じるものとする。

(附則)

本規則は、平成29年12月8日から効力を有する。

以上